

財務省告示第四百五十一号

省令第三十号（第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年五月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	募集の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百八十四号）第四條第一項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で九百億円	九百億九千九百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年五月二十日	額面金額百円につき百円十一銭	年成一パーセント	平成十五年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以	

